阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できるサービス

令和6年3月14日時点

	サービス名	内　　容	受領証等の提示	担当課
1	市営住宅の入居	パートナーシップ関係にある２人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込みを可能とする。ただし他に収入等の入居要件があり。	必要	住宅課
2	金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者	民法に基づく婚姻と同様に、本市金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となる。	必要	社会福祉課
3	阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金	市内に住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付する。 補助対象要件のうち「40歳未満の人または生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の人」を、生計を一にする同居のパートナーシップ関係にある人についても認める。	必要	企画総務課
4	災害時の安否情報の提供について	災害時に、本制度に登録されている者が安否情報を照会する際、 パートナーシップ関係にある2人を、災害対策基本法施行規則にある親族（婚姻を届け出ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）とし、安否情報を提供する。	必要	危機管理課